IPEJ　542-1-2016

岐阜県支部の運営における個別事項に関する手引き

28. 5.14　岐阜県支部役員会制定
R８.11.16　岐阜県支部役員会制定

（目的）

第１条 この手引きは、「地域組織の設置運営に関する規則第 16 条」(個別規則の制定)第１項第４号及び「地域組織運営における個別事項を定めるモデル手引に関する規則」に基づき、岐阜県支部（以下、「当支部」という。）の運営についての個別の事項について定める。

第１章　基本運営

（役員会の開催）

第２条　役員会は、毎年６回以上の開催を基本とする。

（副支部長及び幹事の定数）

第３条　副支部長の定数を５名以内とする。

２　幹事の定員を 30 名以内とする。

（運営組織）

第４条　別記表１に掲げる委員会等を設置し、当支部の運営に当たる。

（委員会）

第５条　委員会は、別記表２に掲げる事項を所掌する。

２　　委員会委員の定数は、委員補佐を除き 20 名以内とする。

（交通費支給範囲）

第６　条　当支部は以下の場合、対応した会員の交通費について実費相当額を支給することとする。

(1)　当支部の代表として出席する外部団体の会議等。

(2)　地域組織委員会が主催する行事運営要員としての行事の参加。

(3)　その他、特別な理由により支部長が承認した場合。

第２章　協賛団体

（協賛金）

第７　条　協賛団体からの協賛金は、１口当たり 10,000 円（年間）とする。

２　協賛金における口数の制限は設けないものとする。

（協賛団体の扱い）

第８　条　協賛団体の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 協賛団体の代表又はその代理者は、当支部年次大会に出席し意見を述べることができる。

(2) 協賛団体は、当支部会誌又はその他刊行物の配布を無償で受け、当支部の事業成果を当支部の了解を得て利用することができる。

(3) 協賛団体の構成員が、当支部が主催する会合、講演会等（懇親会は除く）に参加する場合、参加費については、１講演会を限定として協賛金１口当り５名まで無料で参加することができる。

第３章　事務局

（所在地）

第９　条　事務局事務所を、各務原市に置く。

（体制）

第 10　条　事務局体制は、次のとおりとする。

(1)　事務局長　（正会員１名）　なお、事務局長は、支部長が兼任する。

(2)　事務局職員　（非常勤職員１名）

（報酬）

第 11　条　事務局を務める以下の者には、実費相当の交通費の他、報酬については役員会で定めた報酬を支払うことができる。

(1)　事務局長　　常勤でない場合、原則無償とする。

(2)　事務局職員

支部長と本人との間において、報酬、勤務条件等を定めた覚書又は契約書を締結し、役員会に付議しなければならない。

第４章　依頼業務

〈依頼業務〉

第12条　当該地域における自治体又は企業等から技術士業務に関わる依頼があった場合の詳細については、別に定める「中部本部外部依頼対応要領」に準ずる。

第５章 その他

（事務所の共同利用）

第 13 条　事務所区画を本会会員と共同利用については、当支部長の了承を得なければならない。

（本手引きの改廃）

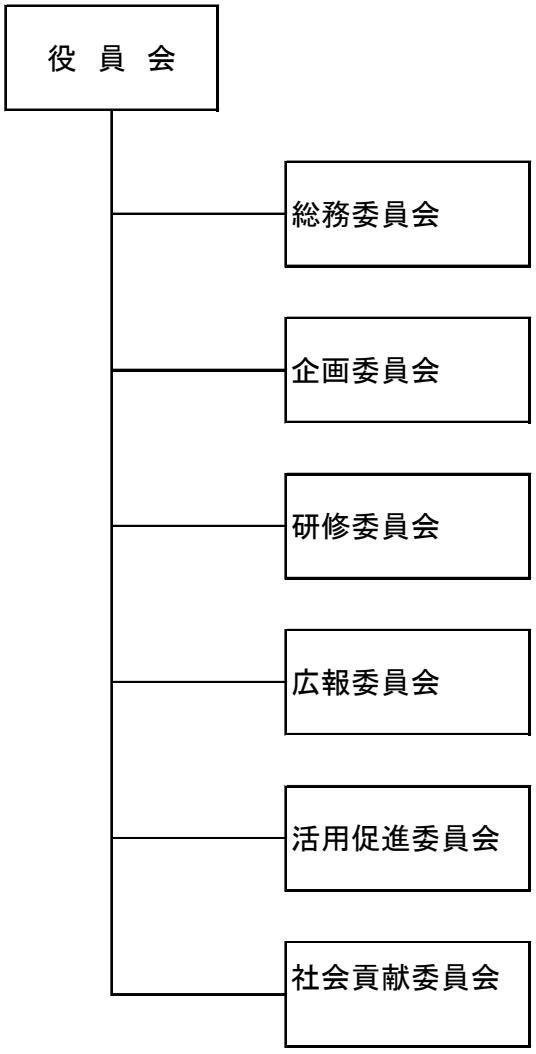
第 14 条　本手引きの改廃については、「地域組織の設置運営に関する規則」第 16 条の規定による。

附則　（令和８年 11 月 16 日）

この手引きは、令和８年８月 15 日中部本部総務委員会の審議を経て、令和８年 11 月 16 日から施行する。

【 別記　表１ 】

岐阜県支部の組織体制



【別記　表２】岐阜県支部委員会とその所掌事項

支部委員会名	所　掌　事　項	中部本部委員会との業務上の対応関係
総務委員会	・当支部の秩序・信用の維持、運営管理及び会員の顕彰に関する事項	総務委員会
企画委員会	・当支部の事業実施についての全般的企画及び財務の管理に関する事項	企画委員会
研修委員会	・技術士の研修及び技術系人材の育成に関する企画、実施に関する事項及び技術士CPD推進のための研鑽、講演会等諸行事の調査・企画・運営	研修委員会
広報委員会	・会誌の企画、編集、発行及びその他本会の広報に関する事項	広報委員会
活用促進委員会	・技術士の業務開発、活用促進及び科学技術についての行政施策への協力、提言	活用促進委員会
社会貢献委員会	・防災専門家の育成、大規模自然災害発生時の技術的支援 ・科学技術を通した社会貢献活動に関する事項	社会貢献委員会